

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
関税法第58条、関税法施行令第45条、通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	石油精製作業(常圧蒸留及び減圧蒸留)の各段階における留出品について、適正な課税を確保するため、原料原油及び各留出品の数量管理を実測値により行っている。	b		1. 石油精製保稅作業における数量管理を行うため、保稅作業が終了した場合には、当該作業における原料及び留出品(製品)の数量を記載した保稅作業終了届の提出を求めているところであるが、これに併せて、当該届出に留出品(製品)の価格等についても記載を求めているところである。 2. 今般のご要望は、石油精製保稅作業における保稅作業終了届およびこれに関連する書類について、税関が四半期毎に示す鑑定価格に基づく各留出品(製品)価格等の項目を削減することにより手続の簡素化を求めているものであるが、保稅作業における数量管理の観点からは、必ずしも留出品(製品)の価格等を保稅作業終了届に記載する必要はないと考えられることから、保稅作業終了届におけるこれらの項目の記載の不要化等を検討することとしたい。(平成17年度中に対応予定) について 上記 1.と同様に中間工程費についての資料の提出を求めているが、上記の検討に併せ、不要とすることを検討することとしたい。						石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負擔額の算出作業の廃止	z11001	財務省	石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負擔額の算出作業の廃止	5013	5013004			石油連盟	4	A	石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負擔額の算出作業の廃止	通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)の改正。 この通達により、常圧蒸留および減圧蒸留装置の各留出品の価格(鑑定価格)に基づく(関稅負擔額の算出作業が定められているが、原油関稅撤廃後は、この算出作業に関連したデータの収集・算出等の廃止を要望する。	保稅作業終了届およびこれに関連する書類の簡素化。 鑑定価格、これに基づく各留出品価格、製品1円あたりの原油量など、留出品の関稅負擔額を計算するために必要な項目の削除。 個別製油所の鑑定価格を算出する作業の廃止。 税関が4半期毎に示す鑑定価格に2次装置の精製費用を加算すること並びにこれに必要な費用(中間工程費)の算出作業の廃止。	平成14年度から4年間の措置として延長された原油関稅は平成18年3月末に撤廃される。これに伴って石油精製保稅作業における原料課税方式による関稅負擔額の算出が不要となるため、この作業負担の軽減を図りたい。	関税法第58条、関税法施行令第45条、通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	要望番号「1、2」は原油関稅撤廃後の石油精製保稅作業のあり方についての関連要望
関税法第58条、関税法施行令第45条、通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	保稅工場において保稅作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。 その届出には保稅作業の種類、期間、当該保稅作業に使用する貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外国貨物の別及び数量並びに当該作業によってきた貨物の記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。	c		保稅作業とは、関稅及び内國消費稅の徵收を留保しつつ、税関長の許可を受けた保稅工場において外国貨物を加工し又はこれを原料として製造をすることである。 保稅作業により原油から製造されるナフサ、ケロシン、ガスオイル、ボトムなどの各留出品の数量については、これらを国内に引き取る際の石油石炭稅、揮發油稅等の適正な課稅・徵收を確保する観点から、正確に把握しておく必要がある。 このため、保稅作業における各留出品に係る実數量の管理を廃止することはできない。						石油精製保稅作業における留出品に関する数量管理作業の簡素化	z11002	財務省	石油精製保稅作業における留出品に関する数量管理作業の簡素化	5013	5013005			石油連盟	5	A	石油精製保稅作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)の改正。 石油精製保稅作業における留出品に關し、原油関稅が撤廃された後は、各留出品の數量を嚴格に管理している數量管理作業の簡素化を要望する。	ナフサ、ケロシン、ガスオイル、ボトムなど常圧蒸留および減圧蒸留装置の留出品の実數量管理を廃止する。その代替措置として、保稅作業に供される原油の種類および特徴に応じて各留出品の數量を評価し、これによって留出品の數量を算出する。(常圧蒸留装置の留出品の數量の実測はしない) これらに基づいて、保稅作業で処理された原油と当該原油から生産された石油製品のうち輸出された石油製品の數量を特定する。次に、内貨とした原油數量(原油処理量-輸出石油製品)を算出し、石油石炭稅、輸入消費稅の稅額計算、納稅を行う。	原油関稅が撤廃後は、石油石炭稅については常圧蒸留および減圧蒸留装置の留出品によって稅負擔額が異なるわけではないので、各留出品の數量を嚴格に管理することが必要となるため、この作業負担の軽減を図りたい。	関税法第58条、関税法施行令第45条、通達「石油精製作業における原料課税扱いについて」(蔵関第1294号)	要望番号「1、2」は原油関稅撤廃後の石油精製保稅作業のあり方についての関連要望 <添付資料> 付屬資料、保稅作業概念図	
関税法第7条の8、関税法第9条の二	簡易申告制度の適用を受けようとする輸入者は、関税法第7条の八の規定に基づき貨物の引取りのための担保(引取担保)の提供が必要である。 また、納期限延長の適用を受けようとする輸入者は、関税法第9条の二の規定に基づき担保(延納担保)の提供が必要である。 なお、引取担保と延納担保は同一の担保物件により提供が可能であるが、この場合、輸入者は各担保の額の總額に相当する額の担保物件を提供し、引取申告に係る担保の提供額を指定する必要がある。	e		輸入者は、引取申告にかかる担保(引取担保)と納期限延長に係る担保(延納担保)を同一の担保物件で提供した場合、引取担保の額を設定する必要があるが、提供した担保額の範囲内であれば、引取担保の額を変更することは可能である。 ただし、引取担保の額は、最低限、前年における指定貨物にかかる納稅額の1/1.2に相当する額を設定する必要がある。					簡易申告における引取担保と輸入申告における納期限延長の担保の一括併用	z11003	財務省	簡易申告における引取担保と輸入申告における納期限延長の担保の一括併用	5013	5013006			石油連盟	6	A	簡易申告における引取担保と、納期限延長に係る担保(延納担保)は同一の担保物件での併用が認められるが、引取担保に係る提供額を記載せられるとともに、この提供額は延納担保として使用しないこととされている。これについて、担保の設定金額の範囲内であれば、引取担保と延納担保の別なく一括して併用が認められることを要望する。	関稅制度や通關手続きの改善、合理化、迅速化が期待される中で平成13年に簡易申告制度が実施された。今回の措置により、担保負担の軽減と管理作業の負担軽減が図られる。	関税法第7条の8第1項、関稅基本通達9の6-6				
関税法第7条の2、第7条の5、第7条の6、第7条の9、第67条の2	(輸入申告・許可について) 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、數量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 また、当該輸入申告は、原則として貨物を保稅地域域に入れた後にしなければならない。 (簡易申告制度について) コンプライアンス等の確保を条件に、予めいづれかの税関長の承認を受けた者は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納稅申告を分離し、納稅申告前に貨物の引取りを行うことができる。	c		1. 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名、數量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。 また、当該輸入申告は、原則として貨物を保稅地域域に入れた後にしなければならない。 2. 他方、簡易申告制度は、コンプライアンス等の確保を条件に、予めいづれかの税関長の承認を受けた者について、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納稅申告を分離し、納稅申告前に貨物の引取りを可能とする制度であり、当該引取申告の際には、輸入申告書の記載項目のうち、税関や税務等の項目については記載を不要とし、税的審査は省略されている。 3. 但し、簡易申告制度が適用される貨物であっても、海外から輸入される貨物は、輸入者のほか海外の製造業者、輸出業者、運送事業者、港湾事業者等が係っており、その貨物管理は輸入者よりも外国の事業者に依存する面が大きいと考えられることから、社会恩物品等の不正輸入等に係る関的なのなについては、一般の輸入貨物と同様に引取を行うことが必要である。 このため、簡易申告制度が適用される貨物の引取申告においても、当該貨物を保稅地域域に入れた後に行う必要がある。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 1. 簡易申告制度適用を受ける貨物は、継続的に輸入しているもの(過去1年間に6回以上輸入)として指定を受けた貨物である。従って、近い過去に輸入申告し、許可を受けており、輸出事業者は税関へも明示されている。 2. 継続的に輸入するものであるため、当該貨物のサプライチェーンが確立しており、製造事業者、運送事業者、港湾事業者等が係っており、その貨物管理は輸入者よりも外国の事業者に依存する面が大きいと考えられることから、社会恩物品等の不正輸入等に係る関的なのなについては、一般の輸入貨物と同様に引取を行うことが必要である。 3. 検査(無作為抽出)を行う貨物について、検査場所等搬入先の指定を行い、検査対象外貨物は保稅蔵置場搬入を省略願いたい。			(輸入)簡易申告制度実施における保稅蔵置場搬入の省略化	z11004	財務省	(輸入)簡易申告制度実施における保稅蔵置場搬入の省略化	5020	5020010			社団法人日本自動車工業会	10	A	(輸入)簡易申告制度実施における保稅蔵置場搬入の省略化	簡易申告制度適用を受けた企業の貨物については、保稅地域を經由することなく(通關(申告許可))を可能とする。 (簡易申告制度適用輸入者は、過去に関稅法及びその他の法律の違反歴が無く、また輸入貨物にかかる帳簿の備え付け・保存等が適正であることについての信認を得た者であり、将来に於いてもコンプライアンス(法令遵守)の確保が期待されるものである)	[現状] 簡易申告制度の適用企業になるためには、税関長の承認が必要。 簡易申告制度を利用すると、納稅のための審査・検査が基本的に省略され、納稅申告を後日まとめて行うことが可能となる。 但し、簡易申告制度適用企業の貨物であっても、輸入通關するためには、コンテナ全量を保稅蔵置場に搬入しなければならない。 <流れ> 保稅蔵置場へコンテナ搬入 通關 引取申告 デバン(コンテナから貨物の取り出し) 内容確認 納稅申告	部品、リターンブラックの輸入通關をするためには、コンテナ全量を保稅蔵置場に搬入しなければならない。このため、コンテナ走行距離の増加(CO2の増加)及びコンテナの積み下ろしが1回多く必要となり、エネルギーリソースの無駄が発生する。	関税法7条の二	・当会重点要望項目	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
		e		ご要望のような、我が国に在留する外国人に対して規定した所得税関連法令は存在しない。						z11013	警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省	海外企業からわが国企業に派遣される長期出張者向け在留資格の整備	5109	5109006			(社)関西経済連合会	6	A	海外企業からわが国企業に派遣される長期出張者向け在留資格の整備	我が国の工場等に導入された設備・装置の確認を行う技術者等、実質的に就労を目的として上陸する長期出張者向けに、現行の短期滞在査証及び資格の最長期間である90日を超え、180日程度の在留を可能とする査証(有効期間内は複数回の出入国が可能な複数査証)や、資格を整備して頂きたい。また、その際に我が国の関係官署にて必要とされる手続や、許可にかかる手間・時間等については、「技術」など、1年または3年の在留を認める資格との比較において軽減される形で諸法令を整備して頂きたい。		我が国に拠点を有さない企業に所属する外国人が出張ベースで上陸するに当たっては、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の資格取得は申請から許可に至る手続に無用の手間と時間を要することから回避し、「短期滞在」資格での出入国を繰り返すケースがあると考えられる。双方の資格の狭間を埋める意味で180日程度の在留・就労が可能な査証・資格を新たに整備することが、送し側と受け側の何れにとっても便益に達し、長期出張者の我が国における法的地位の安定を図ることにもつながると期待される。	- 規制改革・民間開放推進三か年計画(改定) 2. 別表第1 1. 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 2. 第3次出入国管理基本計画 3. 諸外国との租税条約 4. 労働基準法 5. 国民健康保険法 6. 国民年金法	
たばこ事業法第1条	たばこ事業法は、財政収入の安定的確保を通じ国民経済の健全な発展に資するため、国内産業たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関する調整(原料薬たばこのJT全量買上、JTの製造独占、小売定価制等)を行うことを定めている。	e		たばこ事業法は、財政収入の安定的確保を通じ国民経済の健全な発展に資するため、国内産業たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関する調整(原料薬たばこのJT全量買上、JTの製造独占、小売定価制等)を行うことを定めている。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので、再検討をお願いします。「条約は国内法よりも上位(優位)の法規範で、かつ「国民の健康福祉の増進」が何よりも優先するので、少なくとも「たばこ事業法第1条(目的)に、「たばこ規制枠組条約を遵守し、かつ国民の健康福祉の増進を阻害しない範囲内で」との文言を入れる暫定的な法改正を行うべきです。」			z11014	財務省	たばこ事業法第1条の「健全な発展」の条項を削除し見直しする措置	5110	5110007			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	7	A	たばこ事業法第1条の「健全な発展」の条項を削除し見直しする措置	本法の第一条(目的)の2箇所の「健全な発展」は、タバコの製造・販売の優先を唱う文言であり、たばこ規制枠組条約が2005年2月27日にわが国でも発効し、また喫煙及び受動喫煙の健康への悪影響が明らかになり、国民経済にも損失をもたらしている。国の根幹である国民の健康福祉の増進をはかるわが国の方向と相容れないので、改廃する時期である。	たばこ事業法第1条				
たばこ事業法第40条	は、はり、看板及び建物その他の工作物等(電車及び自動車の車両等を含む。)に掲出され又は表示されるたばこ広告については、たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共性の高い場所では行わないこととしている。	c		WHOたばこ規制枠組条約においては、第13条第2項に「締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う」とあり、また同条第3項に「自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況がない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する」と定められている。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので、再検討をお願いします。「駅の喫煙所、タバコ販売場所(店)及び自販機は公共性の高い場所であり、広告効果も高い。駅の喫煙ブース、タバコ販売店の外壁やショウウィンドウ(ガラス)、自販機本体や周囲には、カラフルなタバコ銘柄広告、若い女性の魅力的なタバコ広告が所狭しと貼られている。公共性の高い場所でのこれら派手なタバコ広告は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)に違反しているため、排除勧告、あるいは自粛勧告し、業界を指導すべきです。」			z11015	財務省	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告を禁止・自粛する措置	5110	5110008			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	8	A	駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告は、公共性の高い場所や屋外広告看板でのタバコ広告は禁止される。また日本たばこ協会でも自粛している。しかし、例えば駅の喫煙所やタバコ販売場所(店)及び自販機でのタバコ広告は除外されている。これらの場所は公共性が高いので、除外すべきでなく、タバコ広告は一律に禁止し、あるいは財務大臣として自粛を勧告すべきである。	公共性の高い、駅や販売店などの喫煙所・コーナー・自販機でのタバコ広告は、広告効果が高く、未成年者喫煙対策からも、広告は控えることが、国民の健康増進上効果的である。	国際的に有害性が明らかになっているタバコ広告は、公共性の高い場所では、例外なく禁止とし、また自粛するよう勧告が必要である。	たばこ事業法第40条及び「製造たばこに係る広告を行う際の指針」(平成16年3月8日財務省告示第109号)			
たばこ事業法第39条	たばこ製品の注意書きについては、直接喫煙による病気(肺がん、心筋梗塞、癌等)に関する4種類の文言からそれぞれ1つずつ、計2つをローテーションにより表示する。上記文言は、大きく、明瞭で、読みやすいものとし、表示場所については、たばこ包装の主要な面の面積の30%以上を占め、かつ、特で囲むなど他の部分と明確に区別しなければならぬ。3. マイルド、ライト、ロータール等の用語を表示するたばこは、これらの用語によって消費者がそのたばこの健康に及ぼす影響が他のたばこに比べて小さいと誤解することを義務付け、	c		たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告(注意書き)については、WHOたばこ規制枠組条約第11条において、「たばこの製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に付することとされており、我が国においても、平成15年11月にたばこ事業法施行規則を改正し、同条約の規定に対応したところ。財務省としては、条約が規定する「たばこの製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に注意書きが大きい「明瞭に表示されなければ、たばこの使用者に警告内容は十分伝わると考えられており、現時点において、銘柄見本にまで注意書きを入れる必要はない」と考えられている。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「自販機の販売タバコ銘柄見本には、注意(警告)表示が入っていないパッケージもどきを並べていて、購入者は手にして始めて注意表示を見ることになり、店頭内での販売と言わざるを得ない。注意表示はローテーションで替わることはない。銘柄見本にも注意表示の入ったものの使用を義務づけるべきである。」			z11016	財務省	自販機の販売タバコ銘柄見本に健康注意表示の入ったものを使用する措置	5110	5110009			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	9	A	自販機の販売タバコ銘柄見本に健康注意表示の入ったものを使用する措置	自販機の販売タバコ銘柄見本には、注意(警告)表示が入っていないパッケージもどきを並べていて、購入者は手にして始めて注意表示を見ることになり、店頭内での販売と言わざるを得ない。注意表示はローテーションで替わることはない。銘柄見本にも注意表示の入ったものの使用を義務づけるべきである。	タバコ購入者(消費者)には、その商品の情報を正しく表示して販売するのが販売ルールであり、情報を示さずに販売することは商品表示違反になりかねない。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることができ、正しい注意表示はローテーションで替わることはない。銘柄見本にも注意表示の入ったものの使用を義務づけるべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条(商品表示義務)に関する法令(消費者基本法)	10関連	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	1. たばこ製品の注意書きについては、直接喫煙による病気の発生、心臓疾患、脳卒中、肺気腫に関する4種類の文言からそれぞれ1つずつ、計12語をローテーションにより表示。 2. 上記文言は、大きく、明瞭で、読みやすいものとし、表示場所については、たばこ包装の主要な面の面積の30%以上を占め、かつ、枠で囲むなど他の部分と明瞭に区別しなければならない。 3. マールド、ライト、ロータール等の用語を表示するたばこは、これらの用語によって消費者がそのたばこの健康に及ぼす悪影響が他のたばこに比べ小さいと誤解することのないよう、たばこ包装に消費者の注意を促す文言を表示することを義務付け。	c	-	たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告(注意書き)については、WHOたばこ規制枠組条約第11条において、「たばこの製品の包装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に付することとされており、我が国においても、平成15年11月にたばこ事業法施行規則を改正し、同条約の規定に対応したところ。 財務省としては、条約が規定する「たばこの製品の包装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベル」に注意書きが大きい(明瞭に表示されない)場合は、たばこの使用者に警告内容は十分伝わると考えており、現時点において、自販機に注意文言表記をすることは必要はないものとする。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので、再検討をお願いします。「公共性の高い場所に置かれているタバコの自動販売機が、カラフルなタバコ銘柄広告や若い女性の魅力的なタバコ広告の広告塔として使われています。なのにその広告には健康注意表示は全く記載されていません。新聞や雑誌のタバコ広告には、不十分なながらも表示されているのに、自販機では除外されている合理的な理由が説明されています。加えて、消費者に、その商品の情報とリスクを正しく表示開示して販売するのが販売の基本ルールであることから、販売機であるタバコ自販機に、その販売商品の健康注意表示の義務づけは必要不可欠です。」			z11017	財務省	自販機の前面(1/3面積)及び側面(1/2面積)両面に健康注意表示を義務づける措置	5110	5110010				特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	10	A	自販機の前面(1/3面積)及び側面(1/2面積)両面に健康注意表示を義務づける措置	タバコ購入者(消費者)にタバコ商品の健康影響を正しく伝えるために、自販機の前面(1/3面積)及び側面(1/2面積)両面(可能な場合)に健康注意表示を義務づける。	タバコ購入者(消費者)には、その商品の情報を正しく表示して販売するのが販売ルールであり、情報を示す方法として、現在広告スペースとして使われているスペースの広告を禁止し、注意表示を義務づければリスクを周知できる。	購入者は手にして始めて注意表示を見ることができないよう、正しい注意表示を前もって示す方法として有効であり、リスクを伝えるべきである。	たばこ事業法第39条、同法施行規則第36条	9関連
たばこ事業法第22条	たばこ小売販売業の許可を受けた者が、許可を受けた営業所においてインターネットによる販売を行うことまでは、規制していない。	c	-	未成年者の喫煙防止に関しては、インターネットによる販売方法に限らず、各事業者において必要な措置を講ずるよう求めているところであり、たばこ事業法上、問題のある事業者に対しては、必要指導・処分を行っていくこととしている。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「インターネットにより未成年者がタバコを購入できない実効的な方法が講じられない限り、禁止とする法的整備が必要です。ICカード式タバコ自動販売機の導入により、未成年者が自販機で買えなくなったとしても、ネットで買うことができる状況への早期の対処がなされなければ、未成年者のタバコ購入防止の実効性がありません。」			z11018	警察庁・財務省	タバコのインターネット販売の禁止	5110	5110011			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	11	A	タバコのインターネット販売の禁止	現在インターネットでタバコが販売され、購入できるが、購入者の年齢確認ができないので、禁止すべきである。	未成年者喫煙禁止法の年齢確認を規定する第四条が空洞化する可能性があるため、歯止めが必要である。	2008年にICカード式自動販売機が導入されると、ニコチン依存の未成年者がネットで買うようになる可能性があるため、年齢確認のできないネット販売の禁止措置が今のうちから必要である。	たばこ事業法、未成年者喫煙禁止法		
日本たばこ産業株式会社法第2条	政府は、JT成立時に政府に無償譲渡されたJT株式総数の2分の1以上かつJT発行済株式総数の3分の1以上の株式の保有義務付けられている。	c	-	1. 「たばこ事業法においては、国産たばこについて、価格、品質上の問題から、これをたばこ企業の間で自由な譲渡に委ねた場合には、その悪影響が軽減に減少し、国内のたばこ耕作者に壊滅的な打撃を与えるおそれがあることから、こうした国産たばこ問題が解決されるまでの間は、JTに国内たばこの製造拠点を認めるとともに、国産たばこの全量買取契約を規定している。」(平成13年12月、財政制度等審議会「日本たばこ産業株式会社法の民営化の進め方に関する中間報告」) 2. JTの民営化を更に進める方策としては、「国産たばこ問題が解決されることが完全民営化の前提条件であるが、現段階では、この問題について解決の目標を立てることが困難な状況にあることから、現実的な対応として段階的に民営化を進めていくことが適当である。」(同中間報告) 3. なお、以上を踏まえ、平成14年5月のJT法改正により、JTの民営化を段階的に進める観点から政府の株式保有比率の割合の引下げ等を行ったところであるが、完全民営化については、上記中間報告にあるように、国産たばこ問題が解決されることが前提条件であり、今日においては、完全民営化を図ることは適当ではないと考える。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「JTの株式を国が全株を放出するよう、JT法を改正し、完全民営化する」			z11019	財務省	JTの株式を国が全株を放出するよう、JT法を改正し、完全民営化する	5110	5110012			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	12	A	JTの株式を国が全株を放出するよう、JT法を改正し、完全民営化する	JTの株を国は自分の間2分の1を持つべきことがJT法で定められているが、たばこ規制枠組条約が有効し、タバコの健康有害性が医学的にも明らかになってきているので、早期にJT法の改正を行い、国は全株を放出し、JTの完全民営化を急ぐことが、今後の国のタバコ規制対策上不可欠である。	JT法の改正を行い、国は全株を放出し、JTの完全民営化を急ぐことが、国民の健康と福祉から必要である。	国がJT株式を全部手放すことにより、しづらみなく、たばこ規制枠組条約に沿ってタバコ規制対策を進めることが期待される。	日本たばこ株式会社法		
国家公務員法第103条、人事院規則14-4	財務省において、制度を所管していない。	c	-	財務省では、職員の見直しについては、国家公務員法に則り、適切に対応している。		要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、福利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、2年間でこの期間があるわけではなく、また民間による関連企業への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役員者については年限を設けずに禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役員者は現にJTの役員者として天下っています。例えば、JT会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元通商局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に在任して就任していることは、厳格な法、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設される限り、役員者については年限を設けずに禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する事例がある場合があり、それが企業や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような問題は原則的に止めるべきではないでしょうか。」			z11020	全省庁	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会	14	A	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役員)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えばJTやたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるの、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に赴いて手続を行う必要がある。	a及びb	(措置済)	自動車保有関係手続(検査、登録、保管場所証明、自動車関係諸役等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても検討する方向で検討するなど、大量に自動車保有する方に配慮したシステム構築を行っていること。その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案し、平成20年を目途に段階的にワンストップサービスを進めることとしている。		回答では、「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的に実施」とあるが、その他の手続のワンストップサービス化の段階的な実施に際し、平成18年度における具体的な検討項目、検討スケジュール等について可能な限り詳細に示されたい。				z11025	警察庁・総務省・財務省・国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	5118	5118003			社団法人リース事業協会	3	A	自動車生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車保有する者の手続等を十分に考慮すること、	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車保有する者が自動車関係諸手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	
	平成14年4月より先掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		昨年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成17年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		省庁間での統一な対応を願いたい。				z11026	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
国家公務員法、人事院規則、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程	財務省においては、制度を所管していない。	d		国家公務員の服務については、関係法令により詳細に基準、運営方針等が定められており、また、定期的に、各種研修並びに会議の場等において、職員への周知・徹底を図っているところである。						z11027	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があらわな対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨年、公務員による不祥事発見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
				本要望については、手続を簡素化する等の仕組み作りの検討を要望しているものであり、当省においては回答できない。						z11028	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチベイスメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続を躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考え、即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味の上、問題なしとされる手続には公的認証なしで簡易に手続ができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続に伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続が非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントをとり、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。		現在利用が進まないオンライン手続に幅広く(利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続への見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続の普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終目標の実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
				本要望については、モデル事業の活用を推進ということであり、当省においては回答できない。						z11029	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実にやって欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。				
		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。						z11030	法務省 財務省	商業登記・不動産登記の申請手続き	5121	5121008			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	8	A	商業登記・不動産登記の申請手続き	商業登記・不動産登記のオンライン化普及促進のためには、登記利用者への登録免許料軽減や既に一部実施している手数料へのインセンティブ拡充についても検討いただきたい。				
所得税法120条3項、所得税法施行令262条等	青色申告決算書や勘定科目内訳書など本人が作成する添付書類については、e-Taxでは、申告データとともに送信が可能であるが、利用者以外が作成した添付書類については、別途送付等となっている。	b	(又は)	添付書類の取扱いについては、IT政策パッケージ2005(平成17年2月24日・IT戦略本部決定)、及び電子政府構築計画(平成15年7月17日・各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、手続ごとに添付書類のオンライン化等を検討し、2005年度末までに対応方針を定めることとしている。 なお、所得税法などでは、申告手続に際し、第三者が作成した証明書類の添付等が必要となっているが、これは申告の適正性を担保する観点から法令上添付等を求めているものであり、ご指摘のような「規制」ではないと考えている。						z11031	財務省	国税庁e-Tax添付書類の取扱い見直し	5121	5121009			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	9	A	国税庁e-Tax添付書類の取扱い見直し	国税庁e-Taxの活用促進に際して添付書類の別途郵送は最も大きな活用促進の障壁の一つである。添付書類の取扱いにはスキャナ読み取りでの受付を認めたい。現在のe-Taxでは青色申告決算書や勘定科目内訳などの利用者が自ら作成する添付書類で様式の指定されているものについてはe-Taxソフト等で作成できるが、基本的には、申告データとともに送信が可能であるが、医療費の領収書など利用者以外の作成する証明書類等の添付書類については、別途、送付等による提出が必要となっている。添付書類の送付等も現在の方法では電子申告・電子納税の一貫した流れを阻害するなかでは負担感が大きい(スキャナ読み取りでの受付、顧問税理士の確認後の保管による対応等)を考慮いただきたい。現在のままで現実的な規制といえるような状況になってしまっており電子申告納税で利用がストップしてしまうケースもあり電子納税までの一貫した活用を阻害要因となっている。電子成果物を幅広く申告に活用することにより、一層効率的な電子政府の推進をお願いしたい。またそれに伴う法整備についても並行して検討いただきたい。	(具体的要望内容続き) 「モデル事業」であるe-Taxの活用促進については受付時間(送信可能時間)の延長や確定申告時期には日曜の受付も行う等の利用可能時間の拡充も行っており、明確化された目標値の18年度・電子申告130万件活用のためにも添付書類の郵送、持参の見直しは早期に実現して欲しい。	所得税法120条・法人税法122条他		
		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。						z11032	財務省	法人税法改正	5127	5127003			(株)東京リーガルマインド	3	A	法人税法改正	法人税は全ての法人に対して原則課税とし、公益性にかかると非課税は事業ごとに判断するよう法人税法の規定の改正を提案する。 具体的には、法人税法による公共法人・公益法人等に対する免税規定の削除 全ての法人に対する企業会計原則の適用の2点を実施されたい。	原則課税、事業毎非課税検討制度の導入 公共法人・公益法人等を非収益性や公益性・公益性を根拠に原則非課税とする現行制度には合理性がない。公共法人や公益法人等についても、日本銀行や日本郵政公社と同様に課税対象とすることが望ましい。 そして、企業会計原則に基づく(収益有無の判断によって、事業ごとに課税とするか非課税とするかを国税庁が審査する)ようにしてはどうか。	法人税法第4条第1項 法人税法第4条第3項 法人税法別表第1 法人税法別表第2	添付資料:「法人原則課税にかかる提案書」	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
酒税法第3条第14号、第4条第1項、酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第44条第1項関係の1	「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので主発酵が終わる前のものをいう。これを製造場から移出しようとするときは、所轄税務署長の承認を受けなければならないが、高税の検査取扱いの観点からこれを承認していない。	c		提案では、酒税法上「もろみ」に該当するものを酒類とするよう、酒類の定義の見直しを求めているが、酒類の定義は課税上の要請から設けられているものであることから、その見直しは規制改革には馴染まない。		税制にかかわるものは規制改革の対象外との由であるが、税率を下げてほしいという要求ではない。国民の嗜好、ニーズがありながら、そして、販売可能となれば、地域振興に寄与できるもろみ販売に道をつけてほしいので提案をした。この趣旨を受けたい回答をお願いしたい。				z11033	財務省	「もろみ」の販売の条件緩和	5136	5136001			(社)日本ビジネス協議会連合会	1	A	「もろみ」の販売の条件緩和	現在、もろみの販売は酒税法で「タンク」の枝分けとして、製造工場での見学者にしか販売できず、一般的な販売は許可されていない。低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。酒税法上の「雑酒」等、販売品目を要望する。	現在、もろみの販売は酒税法で「タンク」の枝分けとして、製造工場での見学者にしか販売できず、一般的な販売は許可されていない。低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。酒税法上の「雑酒」等、販売品目を要望する。	低アルコールで甘く、消費者の嗜好に合い、販売開放のニーズが強い。	酒税法	
関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	税関においては、国際組織標準化機構(ISO)の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームを構築し、国際標準化機構(ISO)の不正輸出防止対策を取り組んでいるところである。平成17年7月から中古自動車輸出する場合に、輸出後消費税登録証明書の提出が義務付けられており、必要に応じて輸出申告を確定する等、国際標準化機構の不正輸出の取組を強化しているところである。コンテナを利用して輸出する貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告する者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出て、コンテナ扱いを適用できることについて承認を受けていない。	d		1. 国際標準化機構(ISO)の不正輸出防止対策の取組を強化しているところである。2. 輸出後消費税登録証明書の提出が義務付けられており、必要に応じて輸出申告を確定する等、国際標準化機構の不正輸出の取組を強化しているところである。3. コンテナを利用して輸出する貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告する者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出て、コンテナ扱いを適用できることについて承認を受けていない。		1. 輸出後消費税登録証明書の提出が義務付けられており、必要に応じて輸出申告を確定する等、国際標準化機構の不正輸出の取組を強化しているところである。2. 輸出後消費税登録証明書の提出が義務付けられており、必要に応じて輸出申告を確定する等、国際標準化機構の不正輸出の取組を強化しているところである。3. コンテナを利用して輸出する貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告する者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出て、コンテナ扱いを適用できることについて承認を受けていない。			z11034	警察庁・財務省・国土交通省	自動車盗難対策の強化	5141	5141018			(社)日本損害保険協会	18	A	自動車盗難対策の強化	税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の物理確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される。	2004年(暦年)の自動車盗難事件数は58,759件となり、前年比に比べ減少したものの、5年続けて60,000件前後の盗難件数を記録している。また、自動車盗難に係る支払保険金は毎年600億円に達しており、車両保険の普及率が55%であることを勘案すると、我が国の自動車盗難による社会的損失は減少が乏しいと見られる。また、盗難被害に遭った消費者の被害額は、約1000億円に達している。盗難被害に遭った消費者の被害額は、約1000億円に達している。盗難被害に遭った消費者の被害額は、約1000億円に達している。	2004年(暦年)の自動車盗難事件数は58,759件となり、前年比に比べ減少したものの、5年続けて60,000件前後の盗難件数を記録している。また、自動車盗難に係る支払保険金は毎年600億円に達しており、車両保険の普及率が55%であることを勘案すると、我が国の自動車盗難による社会的損失は減少が乏しいと見られる。また、盗難被害に遭った消費者の被害額は、約1000億円に達している。盗難被害に遭った消費者の被害額は、約1000億円に達している。盗難被害に遭った消費者の被害額は、約1000億円に達している。	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	
税理士法第2条	現状においては、労働者派遣法に明記された適用除外業務以外に、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」において、解任上労働者派遣が認められないものとして、「公認会計士や弁理士等の業務は、資格者個人がそれぞれの業務の委託を受けて当該業務を行う当該業務については指揮命令を受けることがない」とことから、労働者派遣の対象とはならない旨が明記されている。	c		1. 労働者派遣法が税理士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した法律に抵触する恐れがある。2. 労働者派遣法が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した法律に抵触する恐れがある。3. 労働者派遣法が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した法律に抵触する恐れがある。		1. 労働者派遣法が税理士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した法律に抵触する恐れがある。2. 労働者派遣法が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した法律に抵触する恐れがある。3. 労働者派遣法が税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した法律に抵触する恐れがある。			z11035	金融庁・総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省	士業者派遣の解禁	5144	5144001			(社)日本経済団体連合会	1	A	士業者派遣の解禁	全ての士業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。	企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期限定的に弁理士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給しうるよう、各種士業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁理士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 行政書士法第19条 弁理士法第75条			
	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。	f								z11036	財務省・厚生労働省	厚生年金基金、確定給付企業年金及び過格退職年金の過去勤務債務の一括償却	5144	5144027			(社)日本経済団体連合会	27	A	厚生年金基金、確定給付企業年金及び過格退職年金の過去勤務債務の一括償却	厚生年金基金、確定給付企業年金及び過格退職年金の過去勤務債務の早期償却に向けて、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じて、一括償却等の一層の弾力的な償却を可能とするべきである。過去勤務債務償却に関する事業主掛金の税法上の取扱については、企業の恣意的な時期での一括償却を想定しているものではない。税務当局とも相談し、柔軟な対応を検討すべきである。	厚生年金基金の財政運営について、(平成8年6月27日年発第3321号)確定給付企業年金法施行規則第46条法人税法施行令附則第16条	企業年金制度における過去勤務債務の償却については、厚生年金基金及び確定給付企業年金では最長で3年間、過格退職年金では最大で過去勤務債務の額の50%までの償却が行うことができず、		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
酒税法第10条第11項	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店と通常購入酒などに限定している。	b		通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日「IT戦略本部決定」)を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		今年度末までに結論を得るとの方針の下、早期に案の公表を行い、広くパブリックコメントを募集すべきである。その際、これまでの検討経緯に関する詳細な情報開示を行うとともに、充分な意見募集期間の確保に努めるべきである。				z11037	財務省	通信販売酒類小売業免許における取扱い可能な酒類の制限の撤廃	5144	5144030			(社)日本経済団体連合会	30	A	通信販売酒類小売業免許における取扱い可能な酒類の制限の撤廃	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。	(要望理由) 「構造改革特区の第7次提案」及び「地域再生(非予算)の第3次提案」の再検討要請に対する各府省庁からの再回答について(平成17年8月5日 内閣官房構造改革特区推進室)において財務省は、「通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大等について、平成17年度末までに結論を得よう総合的に検討中である」と回答しているが、結論を得る時期を先延ばしすることなく、制限を撤廃すべきである。 (右欄へ続く)	(左欄より続く) 近年、インターネット通信販売の市場規模は急激に拡大している。品目制限を撤廃することで、消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。 なお、本要望は前回の集中受付月間「通信販売酒類小売業免許は、2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として酒類の通信販売を行う場合に限定して付与;されるものであり、特区要望として扱うのは適当ではないため、全国規模の要望として扱うべきである。	酒税法第11条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈 通達(平成11年6月25日) 第11条第1項関係3(3)(ト)A	(左欄より続く) (1)清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば梅酒、赤い酒、費膳酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100K未満の銘柄のもの、 (2)清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100K未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200K)の銘柄のもの。 2 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税移出数量が100K未満(ただし、しょうちゅう乙類については、200K)の銘柄のもの。
酒税法第10条第11項	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500ml以下の容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。	b		大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日「閣議決定」)を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。		今年度末までに結論を得るとの方針の下、早期に案の公表を行い、広くパブリックコメントを募集すべきである。その際、これまでの検討経緯に関する詳細な情報開示を行うとともに、充分な意見募集期間の確保に努めるべきである。			z11038	財務省	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	5144	5144031			(社)日本経済団体連合会	31	A	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止	大型店舗酒類小売業免許に関する国産ビールならびに500ml以上の清酒の制限を廃止すべきである。	「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省庁からの再回答について(平成17年8月12日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において財務省は、「緊急措置法の改正の趣旨や施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得よう総合的に検討中である」と回答しているが、大型店舗におけるワンストップショッピングの充実など、消費者利便向上の観点から、過度な参入規制は早期に見直しすべきであり、結論を得る時期を先延ばしすることなく、制限を廃止すべきである。	酒税法第9条、第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈 通達(平成11年6月25日) 第10条第11号関係4	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は、国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。		
国有財産法第18条	庁舎等の行政財産は、国が行政目的を達成するために所有するものであることから、原則として、私権の設定は認められておらず、その民間利用は、行政上の用途又は目的を妨げない限り、使用許可(行政処分)によって、要望内容の取扱い等について、(昭和33年蔵管第1号)	b		本年11月、財政制度等審議会から、「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について」の中間答申が財務大臣に提出された。中間答申には、本要望内容に係る制度改正等の必要性が盛り込まれている。 ・財務省では、中間答申を受け、必要な制度改正が可能な限り早期に実現するよう、次期通常国会への提出を目指し、国有財産法等の改正案の作成作業を鋭意進めている。		本件要望に関し、次期通常国会への提出を目指し、国有財産法等の改正案の作成作業を鋭意進めているとの回答であるが、本件に関しては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)にも触れられていること等から、措置の分類を「b」から「a」に改めたい。また、本件に関する具体的実施内容、法案提出予定の時期等についてもあわせて回答いただきたい。			z11039	財務省	庁舎等の行政財産における余剰スペースへの貸付制度の導入等(新規)	5144	5144095			(社)日本経済団体連合会	95	A	庁舎等の行政財産における余剰スペースへの貸付制度の導入等(新規)	庁舎等の余剰スペースについて、安定的・長期的な利用が可能な貸付制度を導入するとともに、特定の営利活動を主目的とする者についても利用を認めるべきである。	(要望理由) 現行制度の使用許可では、借地借家法の適用が排除されているため、利用者からみれば、安定的な利用の予見が困難であり、金融機関等からの資金調達に支障が生じるおそれがある。利用期間が制限されている。特定の営利活動を主目的とするものに対しては利用が認められないため、利用者が限定されるなどの問題点があり、国有財産の有効活用の観点から早急な法改正等が必要である。(右欄へ続く)	(左欄の続き) 国の庁舎等の行政財産については、立地条件が良好なものが多く、また、今後、行政のスリム化等に伴い庁舎等の一部に余剰スペースが生じることが見込まれることから、その利用の促進は、小売業、外食産業などをはじめとする民間事業者等にとって大きなビジネスチャンスにつながるものと期待できる。	国有財産法第18条 国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱い等について(1956年1月7日大蔵省官財局長通達第1号)	この使用許可については、通達により特定の営利活動の利用に供することが主たる目的である場合は認められないほか、利用期間が原則1年以内に制限されており(公営になじまない場合以外の利用については必要に応じて最長5年間の更新が認められている)、利用者にとって安定的・長期的な利用が困難な状況になっている。	
国家公務員共済組合法第9条の3	国家公務員共済組合の年金基金は、確定給付企業年金法(確定拠出年金)及び運用規程に基づき、国家公務員共済組合連合会において、外部有価証券からなる資産運用基金の運用を要する。別に運用基金の運用方針を定め、運用方針に基づき自主運用を行っている。	c		連合会が自家運用を行う場合には、運用の基本方針において、安定性及び流動性を考慮するよう求められていることなどを踏まえ検討したところ、ご要望の「信託受益権型の債権流動化商品」につきましては、個々の商品特性が強く(リスク分析等が困難であることや流動性に劣ることなどの理由から、今回、運用の対象に加えたとしても、連合会において自家運用の対象とするメリットが見込めず、活用されることも想定できないため、措置の分類は「(全国規模で対応不可)」としています。		所管省庁は主として償還金額の変動リスク、流動性リスク、商品特性によるリスク分析の困難性などに留意して、対応不可と回答されているが、以下に掲げる事項を踏まえ、再度、検討することを求めたい。 1 償還金額の変動リスクについて 信託受益権型の債権流動化商品(以下「商品」)の中には、債権に繰上げ返済や繰上げ換え等に伴い、毎月の償還金額が変動する商品(以下「変動型」)が存在する。 しかし、こうした形の商品よりも、満期一括償還型(ハードプレット型)や、予め償還日をもとめた償還額(コントロール・アラート・システム)など、償還金額の変動を抑制し、安定したキャッシュフローを生ずる商品が豊富に存在することから、信託受益権型の商品が投資対象として認められる際の、流動性の確保は、流動性リスクを抑制する上で重要な役割を果たす。運用方針(ガイドライン)で規定すれば、償還金額の変動リスクを抑制することは可能である。 なお前掲した「バド・スラム」運用は、信託受益権型のみが存在するものではない。すでに投資対象として認められている信託型商品である。この種の運用は、償還金額の変動を抑制し、流動性の確保に役立つものであることから、前掲形の商品(信託受益権型「信託型」)として、運用ガイドラインで規定すれば、償還金額の変動リスクを抑制することは可能である。 また、運用方針等による償還金額の不安定性に関しては、幅広い投資家に受け入れられる観点から、高利付けを得られる分償還額については、償還額を定額とする(償還額の一部が変動するシミュレーション)を要求されること、一定期間以上の償還額を積み重ね、償還時の償還額を償還額に近づけることなどにより、信用リスクの軽減を図るの観点であり、償還額が変動している商品については、償還額を定額とする必要はない。 2 流動性リスクについて 流動性と金利はトレードオフの関係にある。流動性が低い場合は、それに相応した金利がプレミアムとして上昇せざることを、投資家は通常を前提として、自らポートフォリオを構築している。 自家運用については、将来の年金給付に備えて中期長期化商品からポートフォリオを組成することが期待できることから、一般には、流動性を重視した運用が期待されているといえる。こうした運用方針を踏まえつつ、投資の自由度を拡大する観点から、流動性リスクを抑制した商品が運用できるような運用方針の導入を求めている。 3 リスク分析の困難性について 金利の変動リスクを有しており、一般にリスク分析が困難である	z11040	総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	共済年金等の自家運用にかかる運用規制の緩和(新規)	5144	5144096		(社)日本経済団体連合会	96	A	共済年金等の自家運用の投資対象として、信託受益権型の債権流動化商品(貸付債権)を容認すべきである。	共済年金等の自家運用の投資対象として、信託受益権型の債権流動化商品(貸付債権)を容認すべきである。	年金資金の自家運用においては、既に社債型の債権流動化商品が認められていることから、投資家保護の確立を前提に信託受益権型の債権流動化商品についても投資対象として認めるべきである。 信託受益権型は、従来の社債型に比べ、組成の手続きが簡便であることや、組成コストが安く、債権流動化マーケットの主流商品になりつつある。投資家層の拡大によって、債権流動化市場の活性化につながるものと期待できる。	厚生年金法第136条の3、厚生年金基金令第39条の8 確定給付企業年金法第66条、同施行令第44条、同施行規則第76条 国家公務員共済組合法第35条の2、同施行令第9条の3、同施行規則第85条の2の3 地方公務員等共済組合法第25条、同施行令第16条 日本私立学校振興・共済事業団法第39条 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第23条	年金資金(国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済、厚生年金基金、確定給付企業年金等)の運用については、委託・自家運用ともに、投資対象資産が限定列挙されている。このうち委託運用では、信託受益権型の債権流動化商品(貸付債権)が投資対象資産として認められているもの、自家運用では認められていない。					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
国家公務員法第62条、第100条、所得税法第243条等	公務員に課せられている一般的な守秘義務のほか、各税法においてもより重い守秘義務が規定されている。			当庁において保有する情報については、公務員に課せられている一般的な守秘義務のほか、各税法においてもより重い守秘義務が規定されている。また、住民基本台帳制度下において日本人の国税情報は提供し各自治体の情報を集約したデータ管理を行う必要があるのかという対外的な説明も困難と考える。仮に、税務職員が職務上知り得た納税者等の秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者は安心して税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を来すことになりかねないことから、各税法においても守秘義務を特に定めているものではない。注)日本国内において経済活動を行い、税務署に申告・納付を行っている外国人については、在留資格認定証明書交付申請書を行う際、当該外国人が納税者から納税証明書を取得し、公的機関に提出することに対応している。		外国人兼任都市会議は、現行法制上の守秘義務規定を踏まえ、新たに制定する法令などに基づいて各自治体で外国人関係の情報を提供し、適切な管理の下で、法律に規定する範囲において、関係省庁や自治体がこの情報を活用することにより、外国人の在留における権利の確保と義務の履行を図ることとするものとする。貴省におかれては、新たな法令に規定する範囲で、例えば、納税義務を負っている外国人の住所又は居住情報などに関する情報を「外国人共同データベース」に提供し、法令に定める範囲で、同データベースから、他省庁が把握している外国人の住所・居住に関する情報に必要な範囲でアクセスすることができるようになる。これによって、把握されていない外国人事業所が把握されて、税務行政の円滑な推進にも寄与するのではないか。現行法令の規定にかかわらず、貴省としても、新たな法令の下で、「外国人共同データベース」に対し、可能な範囲で情報提供をお願いし、同データベースから、必要な範囲で情報入手することに関しては、貴省の考えを回答いただきたい。	z11041	警察庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度を是正するために、外国人登録制度においては、転出届の実施、世帯単位で登録変更を行うこと、出国通知を迅速化する、国民健康保険の喪失に関する基準の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一することなど)が必要である。外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。また、現任、内閣官房でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録、税・社会保障、教育などに関する情報を「外国人共用データベース」に登録し、法令に定める必要性が生じた場合、関係省庁や自治体に対して当該データベースにアクセスを認めるシステムの導入は、本要望の実現にとって効果的なので、その実現を求める。その際、データ保護に万全を尽くし、国民、外国人及び関係NPOなどの理解と協力を得る必要があることを強調しておきたい。	5057	5057004		外国人集住 座長 四日市市長 井上哲夫	4	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人も日本人も、基本的には同じ権利を有する住民であるという認識に基づけば、外国人登録制度は、長期的には住民基本台帳制度に近づける必要がある。この制度は、単に、出入国管理制度の一部であるというだけでなく、地域における外国人住民の実態を把握する上で一層重要になっている。しかしながら、現状では、外国人登録された内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税・社会保障、教育など関係行政が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。	外国人登録法第3条、第4条第1項、住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条						
関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	関税において、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームを構築し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいることである。平成17年7月から中古自動車輸出する場合、輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられており、必要に応じて車台番号を確認する等、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化していることである。コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰め込まないまま輸出申告し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申告を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を要する。			1. 盗難自動車法の改正により、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられているが、税関は当該提示された証明書の原本と写しの照合確認を実施しており、これを求め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化していることである。2. また、税関においても、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを強化し加罰化する。上記盗難自動車法の改正による水際取締りの強化に加え、中古自動車輸出の原本と写しの照合確認を厳格に実施し、厳格に運用していることである。3. 貨物をコンテナに詰め込んだ後に輸出申告し許可を受ける輸出貨物のコンテナ扱いについては、盗難自動車法を、不正輸出を防止する観点から、厳格に運用していることである。4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ内貨物の輸出入に際しては、輸出の目的地を特定し、同目的地を特定したコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等現関が確認できる必要と認められる旨の通知及び取扱いを行い、その内容を確認した場合には、税関における審査、検査の要がないことである。5. 但し、輸出者が貨物をコンテナに積み込む前に第3者証明機関を利用する場合は、貨物の明細をあらかじめ税関に提出し、行政官によるコンテナ内貨物の現物確認を受けるよう指導することには留意が必要である。6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に進めていきたい。	要望書から下記のとおり意見が提出されており、意見を踏まえ、再検討したい。	z11042	警察庁・財務省・国土交通省	自動車盗難対策の強化	1. 財務省の意見のとおり、盗難自動車法の改正により、7月1日から、中古自動車の輸出にかかると審査、検査業務を事務的に一元化し厳格に運用していること。さらに、輸出抹消登録証明書等の原本の提示が義務付けられることにより、税関による証明書の原本と写しの照合確認が厳格に行われていること。2. コンテナ運搬の現状については、非特種貨物の輸送が積み込みの割合が高まる。その多くは第三者のチェックを受けている。また、コンテナの積み込みは、積込場所が事前指定されている。また、積み込まれた貨物についてはすべてが貨物が第三者のチェックを受けている。輸送場所が事前指定される一方、コンテナ運搬については、積込場所が事前指定されていないという認識である。3. 一方、コンテナ運搬の目的は、貨物を早く効率的に輸送させることと経済性の観点であり、そういった点の観点から、輸送業者及びその子会社等すべての貨物に付することは現実的でないと考えられている。4. ついては、要望理由に記載のとおり、仕向け、輸出業者(不特定多数)の割合が高まる。その多くは第三者のチェックを受けている。また、コンテナの積み込みは、積込場所が事前指定されている。また、積み込まれた貨物についてはすべてが貨物が第三者のチェックを受けている。輸送場所が事前指定される一方、コンテナ運搬については、積込場所が事前指定されていないという認識である。5. 一方、コンテナ運搬の目的は、貨物を早く効率的に輸送させることと経済性の観点であり、そういった点の観点から、輸送業者及びその子会社等すべての貨物に付することは現実的でないと考えられている。6. いずれにせよ、税関としては、盗難車の取締りを積極的に進めていきたい。	5144	5144083	(社)日本経済団体連合会	83	A	自動車盗難対策の強化	税関または第3者証明機関による、コンテナ内貨物の現物確認を強化すべきである。インターネットオークションにおける盗難自動車の流通を阻止するために、古物営業法21条の3の申告義務違反に対しする行政処分・罰則を制度化すべきである。コンテナへの積み込みにあたり、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、盗難自動車を不正に輸出する手口が残されている。具体的な検挙事例を見ても、愛知県警が10月に検挙した自動車盗団も盗難車を部品に解体して海外に不正に輸出を繰り返しており、7月に埼玉県警が検挙した窃盗団もコンテナを利用して盗難車を海外に不正輸出している。	今年度の7月から正規の業務通関での不正輸出が困難となったことから、特にコンテナを利用した不正輸出については、今後、対策を強化していかねない。コンテナを使用する不正輸出を防止するためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が発見できないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。ただし、すべてのコンテナを確認することは現実的に不可能であることから、例えば、仕向け、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進すべきである。ただし、優良事業者を除く。また、第3者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることも、大幅な改善が図られる。インターネットオークションに、車検証が備わっていないか、車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。今後、盗難自動車の海外への不正輸出が困難となれば、国内での中古車の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが増加していくことが懸念される。(左欄より続く)	(左欄より続く) また、カーナビゲーション・カーステレオ等についても膨大な量の商品が出品されているが、車上ねらいて盗まれたカーナビゲーション・カーステレオ等についても多くの盗難品がネットオークションを通して処分されていると仄聞しており、インターネットオークションの管理強化は必須であると考え、警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物取りあせり業者に、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導している。また、第3者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることも、大幅な改善が図られる。インターネットオークションに、車検証が備わっていないか、車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。今後、盗難自動車の海外への不正輸出が困難となれば、国内での中古車の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが増加していくことが懸念される。(左欄より続く)	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。	関税法基本通達67-1-20 古物営業法第21条の3					